

特定非営利活動法人なごみ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

2、内容

目標 1：計画期間内に、育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施をする。

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 現在の育児・介護休業の対象者の実態確認の実施
代替勤務に必要な人員の確保
- 平成 30 年 4 月～ 対象者の実態及び希望に応じた期間や回数の独自設定の実施や周知
通常勤務（原職復帰）が可能になるまでのプロセスの計画

目標 2：育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための業務体制を整える。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 男女や育児や子育て中に関係なく、管理職者へのキャリアアップ
条件の草案制定
- 平成 32 年 4 月～ 管理職者の条件は満たしているが、家庭生活との両立による支障の
洗出しを行い、条件緩和の検討開始
- 平成 33 年 4 月～ 管理職者へのキャリアアップ条件の制定及び実施

目標 3：子供を育てる労働者が利用できる措置の実施を行う。

<対策>

- 平成 34 年 4 月～ フレックスタイム及び勤務時間についての相談窓口を設置し、
小学校入学前まで子を持つ労働者のフレックスタイム制度の導入
及び周知を行う。

以上